

## 高松地方裁判所委員会（第24回）議事概要

### 1 日時

平成24年6月1日（金）午前10時～午後零時

### 2 場所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）岡悦子，川崎達夫，木原光治，木村斉，木村泰昌，小佐田潔，蓮井守，幅田勝行，三谷忠之，宮脇初恵（五十音順，敬称略）

（事務担当者）菅事務局長，白神総務課長，藤井総務課課長補佐

（オブザーバー）伊村民事首席書記官，西田刑事首席書記官，関高松簡易裁判所主任書記官

（説明者）森山高松簡易裁判所判事，摂津高松簡易裁判所庶務課長，調停委員2名

### 4 議事（委員長，委員，説明者）

(1) 委員自己紹介（新任の岡悦子委員，木村泰昌委員，蓮井守委員）

(2) 前回の委員会の意見を踏まえた検討結果報告

裁判員選任手続期日の当日に裁判員候補者に記入していただく質問票について口頭で説明する際に，裁判員候補者が考えたり記入する時間を考慮して，ゆっくりと説明してはどうかという意見があった。説明をする際には，ゆとりを持った進进行を心がけるようにする。

選任された裁判員に対して「刑事裁判のルール」を口頭で説明する際に配布していた書面に「被告人が有罪か無罪かは，証拠のみに基づいて判断する」と記載していたものを，「被告人が有罪か無罪かは，法廷に提出された証拠だけに基いて判断する」という記載に，今年2月の裁判員裁判から改めた。

(3) 「調停制度の広報等について」の説明

摂津高松簡易裁判所庶務課長から，調停制度の概要及びこれまでの調停制度の広報活動についての説明がされた。森山高松簡易裁判所判事，調停委員2名から，調停事件の実情についての説明がされた。

(4) 意見交換

ただ今の説明をもとに意見交換を行いたい。

先ほどの説明で「皆さん御存知だと思いますが，簡易裁判所は，高松，土庄，丸亀，善通寺，観音寺にあります。」と言っていたが，知らないという方が多いと思う。紛争解決にどの手続が適しているのか，調停事案かどうかということは個人では判断しにくい。そのあたりのガイドがあれば調停制度が知れわたるのではないか。

先ほど「高松簡易裁判所の受付センターという場所が裁判所の手続案内をするところです。」という説明をさせていただいたが，受付センターでは，裁判所の手続について網羅的に説明をさせていただいている。どの手続を利用するかは，提供した情報の中で最終的には相談者に決めていただいている。調停で話がつかなかった場合は，次に訴訟をすることもできるので，調停から始めるのもひとつの考え方としてはあるかと思うが，調停から始めてくださいとは言っていない。

どこの裁判所で調停ができるかという広報についてはどうか。

調停については，法律上，相手方の住所地（を管轄する簡易裁判所）に申し立てるのが原則になっている。大会社を相手にするとほとんど東京になる。支店があれば支店のあるところ

るでもできる場合もある。消費生活センター等で説明会を開くと、相手方から別の裁判所でやってください、移送してくださいと言われぬか、という質問をよくされる。

市役所等の公の窓口で積極的に広報するような工夫をした方がいいのではないか。

有用な制度である調停制度を国民の皆様にご利用いただくことが必要であると思っ  
ている。それぞれの団体に広報活動をされていると思うが、実情をお伺いして、調停制度の  
広報に役立てるところは役立てていきたい。

調停のリーフレットはどこに置いているか。

裁判所にも置いているし、地方公共団体にも配布を依頼して窓口にも置かせてもらっている。

市役所の支所にも置いているか。

各市町役場の相談窓口のあるところには送付している。

社会を明るくする運動等の際に保護司の活動の啓発的なチラシを配ることはあるが、調停  
のチラシはプライベートに個人に配るものでもないのか。

ニーズとして必要のあるところに配る形を取らせてもらっている。

リーフレットを置いている窓口まで来られない方もいる。お金がかかるがテレビで放送す  
ると効果があるのでは。若い人はインターネットを利用している。携帯電話のQRコードを  
掲載したものを置いておくのはどうか。

最高裁判所のホームページに、調停手続のリーフレット、調停の申立書の書式等は掲載さ  
れている。

伺った意見を参考に検討したい。

調停協会による相談会については新聞記事に掲載しているところであるが、調停につい  
ても司法記者クラブに情報提供していただくと、加盟している何社かは取り上げると思う。裁  
判員制度は広報活動をかなり行っていたと思うが、調停制度も、例えば、調停制度にちなん  
だ日に街頭でパンフレットを配る活動等をしていただければ報道機関も取り上げやすくな  
る。

各組織等における広報活動はどうか。

大学では、定例の記者会見や、学生を集めるために各学部等で説明会をしている。ロー  
ス쿨の説明会は東京や大阪でも行っている。

今朝、インターネットで最高裁判所のホームページから調停のリーフレット等をプリン  
トアウトしてきた。前に学生から弁護士費用が払えないがどうしたらよいかという相談を受  
けたことがあり、最高裁判所のホームページを見て検索していけば、支払督促の申立書等、簡  
易裁判所の手続で使用する書式が8つぐらいと記載例も掲載されているので、それを参考  
に下さい、と言ったことがある。ホームページに掲載するのは効果がある。リーフレットに  
QRコードを入れておくと利用者は増えると思う。

商工会議所の窓口の「御自由にお取りください。」というコーナーに調停のリーフレ  
ットを置いている。今日話を聞いて調停がある程度理解できた。リーフレットだけでは理解し  
にくい。商工会議所の広報活動としては、広報誌を毎月発行し、県外にも送付している。ホ  
ームページも持っている。ホームページは行政機関や関係機関とリンクを張っており、裁  
判所とリンクを張ることもできると思う。

男女共同参画センターでは出前講座を多く行っている。調停制度についての出前講座を  
していただけるのであれば、センターの事業として講座に組み込むことができるので、願  
いしたい。消費者団体等が登録しているので呼びかけて講座をもちたい。その時にリー  
フレットを持ってきていただければ配布できるし、地域の婦人団体で活躍している方が  
いるので、そういう方にも口コミで広がると思う。

弁護士会では積極的に調停をPRするということはしていない。調停は事案によっては  
いい制度だと思うが、一般国民は、裁判所は裁判をするところというイメージが強く、裁判所

で調停を行っていることをあまりご存知ないと思う。調停制度を利用するアクセス方法であるが、弁護士会には法律相談センターがあり、紛争を解決するためにどの機関が一番適しているかの確かなアドバイスができると思うので、相談に来られた方で調停が一番適していると考えれば調停に流れていくと思う。裁判所に費用がかかることかもしれないが、直接的な広報も検討し、裁判所だけでも柔軟な解決ができるという柔らかい説明ができればよい。

検察庁の広報自体は裁判所と同じレベルだと思う。検察庁では犯罪被害者支援員が犯罪被害者の相談に応じており、民事の相談もある。支援員としては弁護士、法テラスに相談したらどうですか、とアドバイスしている。そういったレベルで、支援員が調停制度もありますよと説明ができればいいのかなと思う。

調停の広報によい案があれば、披露願いたい。

高校生等が裁判所に見学や法廷傍聴に来た際に、調停制度の説明をすれば、家に帰ってそれを親に話して広まるのではないか。

法廷傍聴後、時間がある場合は、裁判所から裁判手続の概要の説明をしている。

1回でかなりの手続を見ることができるのは刑事事件なので、ほとんど刑事裁判を傍聴することになり、刑事裁判の手続の説明が中心になっているが、調停の説明をするというのは裁判所全体の広報を考えると検討に値するのではと思う。

先ほどの簡易裁判所判事の説明のような調停の魅力を伝えるようなものがよい。

高松地方裁判所の一階の売店には調停のリーフレットを置いていなかった。高松簡易裁判所に行ったが廊下には置いていなかった。受付センターの中に入ればあるのだと思うが。

今日の説明を聞いて裁判と調停の違いが分かった。

裁判外のシステムを普及、広報していかなければならない。裁判の手続の中でも和解というものがある。それは調停委員は関与せず裁判官が行うが、話合いの解決なので役割としては調停と同じである。簡易裁判所の場合は、国民の司法参加の一環で、司法委員が関与することもある。

調停の説明書面は携帯できるようなカードと同じ大きさのものを考えていただきたい。

貴重なご意見をありがとうございます。

## 5 次回予定

平成24年11月26日(月)午前10時から2時間程度

(場 所) 高松高等裁判所大会議室(6階)

(テーマ) 「労働審判制度について」